

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

寄り合いセンターいずみ 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

- (1) 提供できるサービスの地域 大分県中津市
事業所名 寄り合いセンターいずみ
指定番号 4490300045
所在地 大分県中津市大字蛸瀬 647-1
管理者の氏名 河野 英之
電話番号 0979-64-9055
FAX番号 0979-23-8330
サービスを提供する地域 大分県中津市内

- (2) 登録定員 25名
通所サービスの利用定員 15名
宿泊サービスの利用定員 9名

- (3) 営業日 365日

- (4) 営業時間 24時間
通いサービス 9時 ～ 17時
宿泊サービス 17時 ～ 9時
訪問サービス 8時 ～ 20時

(5) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	合計
管理者	業務の一元的な管理		1名		1名
看護師又は 准看護師	心身の健康管理 口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名			1名
介護支援専門員	小規模多機能型居宅介護 及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成等		1名		1名
介護職員	介護業務	7名	2名	1名	10名

(6) 設備の概要

- 宿泊室 9室
利用者の居室は、個室（定員1名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。
- 食堂
利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。
なお、居間、食堂は同一場所としています。
- 浴室
浴室には利用者が使用しやすい、家庭的な浴槽を設けます。
- その他の設備
設備としてその他に、台所等の設備を設けます。

3. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

また、緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応として、緊急やむを得ない場合等、一定の条件下において、登録者以外の短期利用を行います。

小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

- ・ 通いサービス…事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 訪問サービス…利用者宅を訪問し、安否確認、服薬確認、食事（配食含む）排泄、起床・就寝介助、通い準備等、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 宿泊サービス…事業所にて宿泊し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金 (1 か月当たり)

介護区分	利用料	自己負担額 (1 割負担) ※一定以上の所得者 (2 割、3 割負担)
要支援 1	34,500 円 (3,450 単位)	3,450 円
要支援 2	69,720 円 (6,972 単位)	6,972 円
要介護 1	104,580 円 (10,458 単位)	10,458 円
要介護 2	153,700 円 (15,370 単位)	15,370 円
要介護 3	223,590 円 (22,359 単位)	22,359 円
要介護 4	246,770 円 (24,677 単位)	24,677 円
要介護 5	272,090 円 (27,209 単位)	27,209 円

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

※第 1 号被保険者で一定以上の所得がある方が介護サービスを利用した場合 2 割又は 3 割負担になります。

(2) 短期利用居宅介護費について

※宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合等、一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

※利用開始に当たって、あらかじめ 7 日以内 (利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内) の利用期間となります。

短期利用居宅介護費 (1 日当たり)

介護区分	利用料	自己負担額 (1 割負担) ※一定以上の所得者 (2 割、3 割負担)
要支援 1	4,240 円 (424 単位)	424 円
要支援 2	5,310 円 (531 単位)	531 円
要介護 1	5,720 円 (572 単位)	572 円
要介護 2	6,400 円 (640 単位)	640 円
要介護 3	7,090 円 (709 単位)	709 円
要介護 4	7,770 円 (777 単位)	777 円
要介護 5	8,430 円 (843 単位)	843 円

※第 1 号被保険者で一定以上の所得がある方が介護サービスを利用した場合 2 割又は 3 割負担になります。

- (3) 初期加算 30 単位/日 (30 円)
 (4) 訪問体制強化加算 1000 単位/月 (1000 円)
 (5) 総合マネジメント体制強化加算 (I) 1200 単位/月 (1200 円)

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (6) 認知症加算 (Ⅱ) | 890 単位/月 (890 円) |
| 認知症加算 (Ⅳ) | 460 単位/月 (460 円) |
| (7) 看護職員配置加算 (Ⅰ) | 900 単位/月 (900 円) |
| (8) サービス提供体制強化加算Ⅰ | 750 単位/月 (750 円) |
| (9) 科学的介護推進体制加算 | 40 単位/月 |
| (10) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) | 所定単位数×14.9% (加算率) = 加算額 |
- ※所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数

■ その他の費用

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 食事の提供に要する費用 | 朝食 (320 円)
昼食 (620 円)
夕食 (620 円) |
| (2) 宿泊に要する費用 | 2,000 円 (一泊) |
| (3) おむつ代 | 実費 |
| (4) 日常生活費 | 実費 |

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においても同様です。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を

「寄り合いセンターいずみ」重要事項説明書（2025/04/01 版）に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護および、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

年 月 日

<利用者>
住所

氏名

<利用者家族>
住所

氏名

(続柄)

小規模多機能型居宅介護および、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、「寄り合いセンターいずみ」重要事項説明書（2025/04/01 版）に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 寄り合いセンターいずみ

氏名

印